中学生　全学年対象
「京都府私立中学校等修学支援金」

2017 年 6 月吉日

【文部科学省】「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」についてのご案内＜平成２９年度よりスタート＞

趣旨：私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収 400 万円未満の世帯（※）に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

■対象

１．平成２９年７月１日現在、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期過程）及び特別支援学校（小学部、中学部）に通っている児童生徒。

２．年収約４００万円未満の世帯（※）

※　父母の両方が働き、高校生以上の子供がいない場合の目安であり、家族の状況により、この年収額は変わります。

具体的には保護者の平成２９年度課税証明書（平成２８年度分）の市町村民税所得割額が１０２，３００円未満であることが必要です。

■支援を受けるための条件

文部科学省が実施する調査へ協力すること（調査書は申請書と合わせて配布）。

■支給額

年額 10 万円が支給されます。※学校が代理受領し、授業料が減額されます。

上記事業の京都府下の私学での事業名称は「京都府私立中学校等修学支援金」となりますのでご注意ください。

詳細は事務室配付の「京都府私立中学校等修学支援金」受給資格認定申請書をご確認ください。
※申請には平成２９年度課税証明書等のほか、事情により別途書類の添付が必要になりますので、対象の方はお早めに受領の上ご準備ください。

申請書提出期限：　2017 年　7月　12日（水）17:00 厳守
申請書配布・提出先：　立命館中学校・高等学校事務室

立命館高等学校事務室
TEL：075-323-7111